

海蔵地区人権・同和教育推進協議会の取り組み

海蔵地区人権・同和教育推進協議会会長 藤岡 満

6月1日に開催された海蔵地区人権・同和教育推進協議会（海蔵地区人・同協）総会において昨年度の事業報告、収支決算報告及び本年度の事業計画、収支予算が承認されました。海蔵地区人・同協の本年度の取り組みについてご紹介させていただきます。

地区懇談会が7月24日（阿倉川ブロック）、8月28日（三ツ谷ブロック）、9月18日（松ヶ丘・阿倉川新町ブロック）の3カ所で開催されます。阿倉川ブロックはこの広報紙の発行時には終わっておりますが、本年度のテーマは「高齢者問題・認知症」です。高齢者問題は日本がこれから避けては通れない問題で、事態はきわめて深刻です。総人口に占める65歳以上の高齢者がすでに25%を超えており、2035年には3人に1人が高齢者となります。高齢化とともに「認知症」になる人が増加し、家族だけでは支えきれないところまできているのではないのでしょうか。高齢者に対する虐待など、高齢者の人権問題が社会問題となるなか、地域社会でこの問題に取り組む必要性が求められています。高齢者問題は歳を重ねるといふ、いずれ誰もが通らなければならない「自分自身」の問題です。高齢者は社会の一員です。認知症になっても安心して暮らせるまちなしにするため、地域

住民の皆様と一緒に考えたいと思います。特に若い世代の皆様の参加に期待します。

10月3日（土）に人権講演会「人権を考える集い」を開催します。今年度は戦争と人権をテーマに「空襲被害者」にスポットを当て、愛知部落解放・人権研究所理事、岩崎建弥さんにご講演いただきます。今年は戦後70年という節目の年です。先の大戦で沖縄、広島、長崎はもとより、都市部の空襲で多くの一般市民が犠牲になりました。四日市も9回にわたり空襲被害を受け、昭和20年6月18日には11,000発の焼夷弾が投下され、被災者47,153人、死者736人、負傷者1,500人、行方不明者63人の人的被害がありました。欧州諸国では一般市民の戦争被害者に対する補償が制度化されていますが、わが国では認められていません。「国家の非常事態である戦争では国民みんなが何らかの被害を受けたのだから、生命・身体被害も我慢しなければならない。」が理由です。戦争は人の命や財産を奪い、人間が人間らしく生きる権利を認めない愚かな行為です。日本国憲法第九条は戦争で犠牲となった人々の遺言状です。二度とこのような戦争を繰り返さないためにはどうしたらいいのか、是非多くの皆様にご参加いただき一緒に考えたいと思います。

国民が本当の主権者となるために②

～選挙権18歳への引下げと主権者教育はどうする～

1 はじめに

選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が、6月17日、参院本会議において全員一致で可決、成立しました。

選挙権年齢の引き下げは、1945年に「25歳以上」から「20歳以上」に引き下げられて以来、実に70年ぶりの改正です。

この改正により、約240万人の18、19歳が新たに有権者になり、全有権者の2%強を占める見通しになります。

施行後初の国政選挙は、来夏の参院選がほぼ確実視されており、その後に地方の首長・議員選挙に順次適用されることになるほか、最高裁判所裁判官の国民審査資格も当然付与されます。また、改正法で18歳以上の選挙運動も解禁となります。選挙違反については、買収など連座制の対象となるような重大な違反を犯した場合、家庭裁判所が原則として検察官送致（逆送）し、成人と同じ刑事手続きで処罰されることになります。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げるといふことは、満18歳になった国民は、国民の一人として、国の政治のあり方を最終的に決める力（国家における最高決定力、これを**主権**という。）および権威を持つことになるということを意味します。これを「**国民主権**」と言います。

2 18歳選挙権と主権者教育

第189回国会において成立を見た公職選挙法等の一部を改正する法律は、平成27年法律第43号を以って、6月19日に公布され

ましたが、憲法15条3項には「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」とありますが、この“成年”というものが世界的に見れば「18歳以上」が大勢を占めています。2008年12月に国立国会図書館調査及び立法考査局が公表した【主要国の各種法定年齢】選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯を中心に～によりますと選挙権年齢のデータがある国・地域の数は192でそのうち選挙権が18歳（16歳・17歳を含む。）から認められる国・地域の数は170で88.5%になっています。サミット参加国8か国については、18歳が7か国で日本だけが20歳だったのですが、やっと仲間入りしたことになりました。

菅義偉官房長官は17日の記者会見で、「高校生や大学生を中心に、周知、啓発に取り組むことが大事だ。各選挙管理委員会や学校現場で主権者教育を一層推進してもらいたい」と強調。改正法を議員立法で提出した自民党の船田元元衆院議員は「将来の日本を担う若者の意見が反映されることは、日本の民主主義の進展に大いに貢献するだろう」と意義を語った。

「来夏の参院選からの導入はほぼ確実。現在の高校2年生も選挙時点で18歳に達していれば有権者となるため、文部科学省と総務省は、特に高校での主権者教育の徹底を図る。政治と選挙の大切さを説く副教材を作成し、全高校生に年内に配布。各選管の担当者が学校に出向く出前授業や、模擬投票も全国で展開する。

お知らせ

“地区懇談会”を 開催します！！

～人権を尊重し合い 共に暮らせる
地域社会を目指して～

毎年、各地区の自治会役員様と共同して、地域の皆様方と一緒に 人権について学び、語り合いを通して気づき、行動することにより、人権を尊重するまちづくりを推進していくことを目的に、『地区懇談会』を開催しています。今年のテーマは昨年に引き続き、「**高齢者問題**」を取り上げ、次の地区で計画いたします。貴方様のご参加をお待ちします。

【参加費無料！】

(1) 三ツ谷地区

8月28日(金) 19時～21時

三ツ谷公会所にて

(2) 松ヶ丘・阿倉川新町地区

9月18日(金) 19時～21時

阿倉川新町集会所にて

(お断りとお礼)

阿倉川地区に於いては過日7月24日に開催。また、野田・清水地区、末永・本郷地区、西阿倉川地区に於いては昨年度開催させていただきました。関係者の皆様にはお世話になりました。

地区住民の方からの資料提供のお礼

このたび「地区住民」(匿名)の方から「新聞の切り抜き」をたくさんお届け頂き厚く御礼申し上げます。

早速、お届け頂いた資料をコピーし役員会で意見交換をするなど学習致しました、今後とも私どもの自己研鑽資料の一つとして有効に活用させていただきます。

ありがとうございました、(役員一同)

3 主権者教育をどう進めるか

立憲主義国家のわが国で、憲法教育をしている中学・高校及び大学の教育現場における「憲法」についての理解と認識調査報告データをみると「憲法は権力者が暴走しないように縛りをかけるもの」という「立憲的意味の憲法の原則」からはずれ、憲法は「国民が(または、国民も)守る大切なきまり」といった回答が結構多く見られます。

この背景の一端には、「あたらしい憲法のはなし」(文部省・中学1年生社会科用教科書、のちに副読本、1947年8月刊)の存在があるのではないか、確かに評価は高いが、もうそろそろ卒業すべきではないかという憲法学者の指摘があります。(水島朝穂「はじめての憲法教室」集英社新書P12)

立憲主義と憲法の原則を十分理解しておれば、参考書として重宝なのですが、原則をわきまえたうえで利用するか水島教授のいわれるように、もう卒業する時期だと思います。このたびの選挙権年齢18歳以上への引下げ対策の一環として文部科学省と総務省が作成する副教材に大いに期待したいと思います。



「あたらしい憲法のはなし」には、「国民が憲法を守る」という表現が5カ所もあります。P2, P3, P4, P25, P53

ただ、教育基本法は、特定の政党への支持や反対を内容とする政治教育や政治的活動を禁止している。与野党には「教師の考えが生徒の投票行動を左右する恐れがある」との懸念が根強く、バランスの取れた教育を実現するための指針作成が検討されている。」と時事通信6月17日(水)17時37分配信で報じている。

現役の高校教諭のNさんが、毎日新聞の投書欄「みんなの広場」に投稿された「18歳選挙権 無駄にさせない」を紹介します。

「日本人は世界で何番目に裕福か」との質問に、多くの生徒が「3番目」と答えた。国内総生産(GDP)が3位だからだ。「ではGDPが2位の中国人は世界で2番目に裕福か」と問うと生徒は誤りに気づく。

18歳以上が投票できる改正公職選挙法が成立した。

私は20歳で初めて選挙に行った時、日本社会の現実を何一つ理解しておらず、単なるイメージで投票したことを後悔している。数年後、社会人になって初めて社会を理解したような気がした。政治によって社会の善し悪しが決まると感じた。結婚し、子どもが生まれると、また新たな視点で社会を見るようになった。現在だけでなく、未来を考えるようになった。いま50歳になって、教員という立場で生徒たちに何を教えたいのだろうか。少なくとも私のように、何も考えずに育ち、社会人になって初めて考えるというようなことは避けたい。せつかくの18歳以上の選挙権が無駄になってしまわぬよう、学校が果たす役割は大きい。」(2015年6月21日(日)毎日新聞朝刊)

全く、そのとおりでと思います。

四日市空襲による主な被害

昭和20年(1945)6月18日
投下弾は焼夷弾
死者736名、傷者1,500名
行方不明63名 被災者47,153名
住家全焼11,140戸 半焼250戸
非住家全焼1,252戸 半焼165戸
市街地は壊滅状態となる。

6月22日
投下弾は爆弾
死者2名、傷者4名 被災者450名
住家全壊14戸 半壊85戸
非住家全壊6戸 半壊4戸

6月26日(石油作戦、第1回)
投下弾は爆弾
死傷者・行方不明者22名 重傷12名
軽傷56名 被災者796名
住家全壊29戸 半壊148戸
非住家全壊6戸
海軍燃料廠を攻撃目標とした作戦であった。

7月9日
投下弾は爆弾と焼夷弾(石油作戦、第5回)
死者8名 重傷6名 軽傷6名
被災者4,985名
住家全壊焼27戸 半壊86戸
非住家全壊15戸 半壊6名
6月26日とこの日の空襲で海軍燃料廠は大きな被害を受けた。

7月24日
投下弾は、10,000ポンド大型爆弾
死者2名 重傷1名 軽傷2名
被災者52名
住家全壊8戸 半壊8戸
非住家全壊1戸

7月28日
投下弾はロケット弾
重傷1名
工場全半壊4工場

7月30日
投下弾は爆弾および機銃掃射
死者1名 重傷2名 軽傷2名
工場全半壊4工場

8月2日
投下弾はロケット爆弾
重傷1名 軽傷1名
住家大破1棟 小破1棟

8月8日
投下弾は10,000ポンド大型爆弾
死者2名 重傷12名 軽傷44名
工場被害14工場 住宅140戸全半壊

出典：四日市市立博物館「四日市空襲」P17